

平成17年改正における保険料段階の見直し①（新第2段階の創設）

$$\text{（個人の保険料額）} = \text{（各市町村ごとの保険料基準額）} \times \text{（割合）}$$

○第2期（平成15年度～17年度）の保険料段階



○第3期（平成18年度～20年度）の保険料段階



※第2段階対象者…市町村民税世帯非課税で年金収入が80万円以下の者など
 第3段階対象者…市町村民税世帯非課税で第2段階に当たらない者